



管理コード	府省庁名	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の分類	概要要求への反映状況	予算等の措置の名称(測)(目)(目録)	概要要求額(単位:千円)	その他	予算の名称(測)(目)(目録)	予算額(単位:千円)	その他関連事項	管理運営事項	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	都道府県	提案主体名	その他(特記事項)	制度の所管関係府庁
110060	経済産業省	企業立地促進法による地方交付税の減収補てんの措置の特例	地方公共団体が、企業立地促進法による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年五月十一日法律第二十号)第二十条	地方公共団体が、企業立地促進法に基づいて立地した事業若しくは地方公共団体の所有する土地に、地方交付税を削減した場合には、その減収額を「サーバー」を地方交付税で補てんする措置である。なお、現在、機械投資等の償却資産を対象としているのは、条件不利地域を指す法律に基づく減収補てん措置において、地方交付税を削減した場合には、その減収額を「サーバー」を地方交付税で補てんする措置である。なお、現在、償却の対象となる償却資産及び償却物並びにその対象である土地に限られており、機械投資等の償却資産は対象となっていない。	C	地方税の減収補てん措置については、地方公共団体の所有する土地に地方交付税を削減した場合には、その減収額を必要最小限のものとするべきである。なお、現在、機械投資等の償却資産を対象としているのは、条件不利地域を指す法律に基づく減収補てん措置において、地方交付税を削減した場合には、その減収額を必要最小限のものとするべきである。なお、現在、償却の対象となる償却資産及び償却物並びにその対象である土地に限られており、機械投資等の償却資産は対象となっていない。	企業立地促進法に基づく地方交付税措置(地方税の減収補てん措置)	-	-		-		1 0 5 5 0 1 0	企業立地促進法第20条に規定する地方交付税の減収補てんの措置の特例	1)経済・社会的効果(地元内外からの約1,000人以上の新規雇用に加え、主要な工場が新規増設・集積、集積がもたらす「クラス・クラス」の目的である産業集積効果も期待できる。また、クラス・クラス型立地の立地は、日本全体の環境問題産業の国際的競争力の強化につながる。立地の特性(県庁所在地の近郊)を活かして、雇われる労働者は市外からも通勤可能(3時間以内)に立地し、立地する労働者の通勤負担を軽減する。2)地域活性化による産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年五月十一日法律第二十号)第二十条	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年五月十一日法律第二十号)第二十条	宮崎県	国富町	経済産業省		
110110	経済産業省	国際学校の整備について		平成20年度の日米投資促進協力の促進に併し、「対日投資促進基金」の活用として、インターナショナルスクールへの「促進金」の活用を行う事業が実施された。しかし、現在も引き続き日本企業投資促進に併し、インターナショナルスクールに対して資財と設備に投資を行い、集積によって産業が醸成された事業を行っている。	D	日本企業投資促進を行う事業が実施された。しかし、現在も引き続き日本企業投資促進に併し、インターナショナルスクールに対して資財と設備に投資を行い、集積によって産業が醸成された事業を行っている。		-	-		-		1 0 5 7 0 0	国際学校の整備について	国際学校の整備に関しては、投資促進銀行において金融支援が行われてきたが、平成20年度の投資促進銀行の廃止に伴い制度が廃止された。したがって、今後の必要に応じては、改めてこの制度の活用を図る必要がある。	国際学校の整備に併し、投資促進銀行において金融支援が行われてきたが、平成20年度の投資促進銀行の廃止に伴い制度が廃止された。したがって、今後の必要に応じては、改めてこの制度の活用を図る必要がある。		大阪府	大阪市	文科系省 経済産業省 内閣府	
110070	経済産業省	データセンターにおけるサーバ一式及び電気設備の法定耐用年数の数値化	減価償却資産の耐用年数等に関する法律(平成十九年八月十六日法律第二十号)第一号及び第四号	減価償却資産の耐用年数等に関する法律(平成十九年八月十六日法律第二十号)第一号及び第四号	C	サーバ、電気設備については、関係省の連携を図る必要がある。また、サーバ、電気設備の耐用年数は5年とされており、サーバ、電気設備の耐用年数は5年とされており、サーバ、電気設備の耐用年数は5年とされており、サーバ、電気設備の耐用年数は5年とされている。	減価償却資産に関する法律(平成十九年八月十六日法律第二十号)第一号及び第四号	-	-		-		1 0 6 0 0 0	データセンターにおけるサーバ一式及び電気設備の法定耐用年数の数値化	【提案理由】 総務省や経済産業省において、データセンターにおけるサーバは、現状では3～4年程度で更新されている。また、データセンターにおいて高信頼性を確保し、消費電力を削減する必要がある。また、重要な役割を担っており、省エネルギー設備への更新の促進は、環境負荷低減の観点からも重要な取り組みである。特に、更新の促進は、環境負荷低減の観点からも重要な取り組みである。特に、更新の促進は、環境負荷低減の観点からも重要な取り組みである。特に、更新の促進は、環境負荷低減の観点からも重要な取り組みである。	減価償却資産の法定耐用年数に関する法律(平成十九年八月十六日法律第二十号)第一号及び第四号	北海道	石狩市	総務省 経済産業省		
110080	経済産業省	企業立地促進法に基づき交付税補てん対象の拡大	地方公共団体が、企業立地促進法による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年五月十一日法律第二十号)第二十条	地方公共団体が、企業立地促進法に基づいて立地した事業若しくは地方公共団体の所有する土地に、地方交付税を削減した場合には、その減収額を「サーバー」を地方交付税で補てんする措置である。なお、現在、機械投資等の償却資産を対象としているのは、条件不利地域を指す法律に基づく減収補てん措置において、地方交付税を削減した場合には、その減収額を必要最小限のものとするべきである。なお、現在、償却の対象となる償却資産及び償却物並びにその対象である土地に限られており、機械投資等の償却資産は対象となっていない。	C	地方税の減収補てん措置については、地方公共団体の所有する土地に地方交付税を削減した場合には、その減収額を必要最小限のものとするべきである。なお、現在、機械投資等の償却資産を対象としているのは、条件不利地域を指す法律に基づく減収補てん措置において、地方交付税を削減した場合には、その減収額を必要最小限のものとするべきである。なお、現在、償却の対象となる償却資産及び償却物並びにその対象である土地に限られており、機械投資等の償却資産は対象となっていない。	企業立地促進法に基づく地方交付税措置(地方税の減収補てん措置)	-	-		-		1 0 6 0 0 0	企業立地促進法に基づき交付税補てん対象の拡大	【提案理由】 今後成長が期待される情報産業については、コスト削減による強固な競争力の形成が重要な課題である。特にデータセンターについては、集積化により、通信回線使用料を低減し、消費電力を削減することにより、競争力が高まる。また、データセンター集積による環境負荷低減の観点からも重要な取り組みである。特に、更新の促進は、環境負荷低減の観点からも重要な取り組みである。特に、更新の促進は、環境負荷低減の観点からも重要な取り組みである。特に、更新の促進は、環境負荷低減の観点からも重要な取り組みである。	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年五月十一日法律第二十号)第二十条	北海道	石狩市	経済産業省		

管理コード	府省庁名	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	反映の 分類	概要要求への 反映状況	予算等の措置の名称 (測)(目)(目録)	概要要求額 (単位:千円)	その他	予算の名称 (測)(目)(目録)	予算額 (単位:千円)	その他関連事項	管理 理案 事 項 号 項	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	機関法令等	都道府県	提案主体名	その他 (特記事項)	制度の所管 関係府庁
1110090	経済産業省	環境配慮型データセンターへの 支援制度創設	-	現行の制度でご要望頂きました件 について対応しているものではありません。	C	データセンターの省エネ指標については、グリーンIT推進協議会等、PUEも 含む新たな指標の検討を行っているところ 。また、経済産業省の「クラウド・コ ンピューティングと日本の競争力に関する 研究費」の報告書では、「データセン ターの省エネ指標に応じた支援制度を導 入することを検討する。」としてあり、 省エネ指標の策定状況を含め、今後の 課題として掲げられていることについて検討し たい。	-	-	-	-	-	1 0 6 0 1 1 4 0	環境配慮型データセンターへの支 援制度創設	低PUEを實現したデータセンターに対して、基準 値と実績値の差に応じて、奨励金として助成す る制度を創設する。	データセンターは、サーバーそのものや冷却のための空調設備に大量 の電力を必要とすることから、その消費電力量を削減することは重要な 課題である。そこで、基準となるPUE値を定め、その数値を達成したデー タセンターに対しては、その差を奨励金という形で助成することで、運営コ ストのより一層の削減と環境負荷低減という二重の効果を創出すること ができる。 【提案理由】 政府の方針である温室効果ガス25%削減に向けて、大量の電力を消費 するデータセンターの消費電力量を削減することは重要な課題である。ま た、日本におけるデータセンターの拠出コストを世界標準まで引き下げること も、国内にデータセンターを集積させ、情報関連産業を活性化させるた めには重要な課題である。 これらの2つの課題を解決するため、低PUEの基準値(例:1.2)を定め、 その基準値の達成に対するインセンティブを付与する。 国内へのデータセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産 業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが 国外に流出するのを防ぐことができる。 さらに、国内では容積率に制約がないデータが集中していることから、地方 の特産にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけ るデータ量の軽減が図られる。		北海道	石狩市	総務省 経済産業省		
1110100	経済産業省	データセンター移設費用に対 する支援制度創設	-	現行の制度でご要望頂きました件 について対応しているものではありません。	C	データセンターの省エネ指標について は、グリーンIT推進協議会等、PUEも 含む新たな指標の検討を行っているところ 。また、経済産業省の「クラウド・コ ンピューティングと日本の競争力に関する 研究費」の報告書では、「データセン ターの省エネ指標に応じた支援制度を導 入することを検討する。」としてあり、 省エネ指標の策定状況を含め、今後の 課題として掲げられていることについて検討し たい。	-	-	-	-	-	1 0 6 0 1 5 0	データセンター移設費用に対する 支援制度創設	一定以上のPUEのデータセンターを移設し、低 PUEのデータセンターとする場合、その移設に伴 う費用に対して助成する制度を創設する。	データセンターは、サーバーそのものや冷却のための空調設備に大量 の電力を必要とすることから、その消費電力量を削減することは重要な 課題である。そこで、一定以上のPUE(例:1.8)のデータセンターを移設 し、低PUE(1.5以下)のデータセンターとする場合、その移設費用を助成 することで、運営コストのより一層の削減と環境負荷低減という二重の効 果を創出することができる。 【提案理由】 政府の方針である温室効果ガス25%削減に向けて、大量の電力を消費 するデータセンターの消費電力量を削減することは重要な課題である。ま た、日本におけるデータセンターの拠出コストを世界標準まで引き下げるこ とも、国内にデータセンターを集積させ、情報関連産業を活性化させるた めには重要な課題である。 これらの2つの課題を解決するため、高PUEのデータセンターから低 PUE(例:1.5)のデータセンターへの移転を促進するための支援制度を 創設する。 国内へのデータセンターの立地を促進することで、日本の情報通信産 業の活性化に資するとともに、国内情報の保護という観点からもデータが 国外に流出するのを防ぐことができる。 さらに、国内では容積率に制約がないデータが集中していることから、地方 の特産にデータセンターの集積を行うことで、リスク分散や首都圏におけ るデータ量の軽減が図られる。		北海道	石狩市	総務省 経済産業省		